

# 海洋法に関する国際シンポジウム 「アジアの海における法の支配：平和と安定への航海図」

(平成 27 年 2 月 12 日及び 13 日，於：三田共用会議所)

## 【開催結果：概要】

平成 27 年 3 月 24 日  
国際法局海洋室

2 月 12 日（終日）及び 13 日（午前），東京（三田共用会議所講堂）において，当省主催で，海洋法に関する国際シンポジウム「アジアの海における法の支配－平和と安定への航海図－」を開催した。本シンポジウムでは，英，仏，伊，中国及びベトナムで活躍する 5 名の海洋法研究者及び法実務家，並びに国内の 4 名の海洋法研究者がパネリストとして出席し，3 部に分かれてパネル報告を行った。また，在京外交団，政府関係者，研究者，学生等，延べ 290 名余の出席があり，活発な質疑応答が行われた。



## －オープニング・セッション（2 月 12 日午前）－

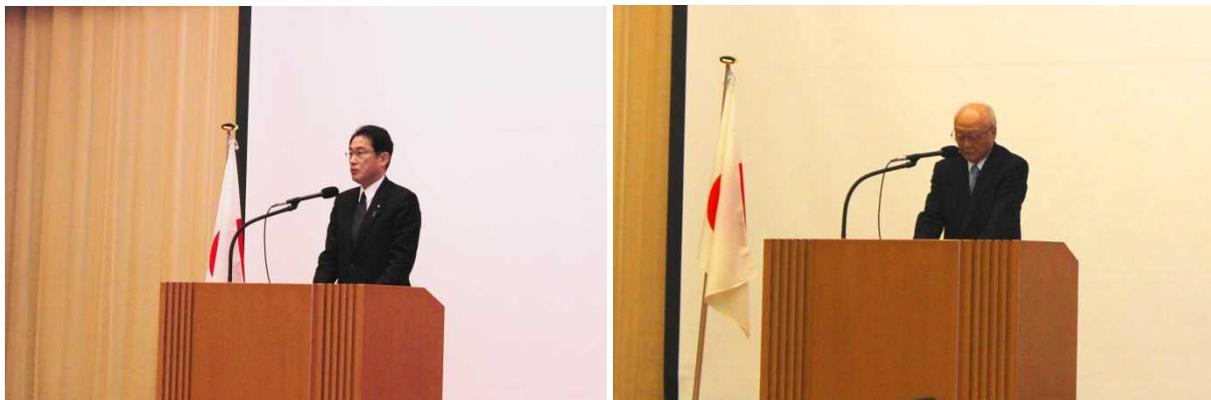
### ■開会の辞：岸田文雄外務大臣

岸田大臣から，近年アジアの海において緊張の高まりを示す事態が増えていることを受け，昨年 5 月の第 13 回アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）で安倍首相が「海における法の支配の三原則」を提唱したことに言及しつつ，アジアの海の平和と安定のためには，国連海洋法条約（UNCLOS）を中心とする海洋法に基づく「法の支配」を徹底し，海洋法を諸国の間の「共通の航海図」とすることが必要である旨強調した（岸田大臣開会の辞）。

注) 以下の基調講演、パネル報告及び質疑応答における議論で示された見解の全ては各個人のものであり、外務省及び日本政府の見解等を示すものではない。

#### ■基調講演：柳井俊二国際海洋法裁判所（ITLOS）裁判官（前同裁判所所長）

柳井裁判官は、まず、一昨年署名開放 30 周年を迎えた UNCLOS が、「海における法の支配」の確立においてこれまで果たしてきた役割を概観した。次いで、将来生じる新たな課題に UNCLOS がいかに対処していくことが可能か、という問いを立て、これまでに海洋法が国家実行や国際判例を通じて明確化され発展してきた例（境界画定方法や深海底に関する議論等）を挙げつつ、特に ITLOS を始めとする UNCLOS に基づいて設置された諸機関の活動によって、UNCLOS は新たな問題にもダイナミックに対処することが可能であると指摘した。そして、この観点から、1982 年の国連総会決議「平和的紛争解決に関するマニラ宣言」において、「紛争の司法的解決への付託は、国家間の非友好的行為とみなされるべきではない」とされていることを想起しつつ、UNCLOS に基づく裁判等の第三者紛争解決手続が今なお十全に活用されていないことに注意喚起し、全ての訴訟当事国に対し、海洋法の発展のためにも出廷して自らの権利を行使するよう呼びかけた。また、近年アジア諸国が海洋法の発展に積極的な貢献を果たしてきていることに触れ、かかる傾向が継続するよう、特に若手の海洋法研究者や実務家に対し、海洋法の発展及びアジアの海の平和と安全により主体的に関わっていくよう呼びかけた。



#### －パネル・ディスカッション－

第一部「国連海洋法条約に基づく海域における沿岸国の権利と権原」（2月12日午前）

コーディネーター：河野真理子 早稲田大学法学学術院教授

#### ■「国連海洋法条約に基づく海域における沿岸国の権利の法的性質」

トゥーリオ・トレヴェス ミラノ大学法学部教授、元 ITLOS 裁判官

トレヴェス教授は、UNCLOS に基づく様々な海域における沿岸国の権利は、これらの海域に

において国際法上他国に対し認められた権利によって制限され得ると指摘した。そして、特に、排他的経済水域において、沿岸国とその他の国の権利の間には UNCLOS 上優劣がなく、両者は互いの権利に対して相互に「相当の注意」を払い、信義誠実原則に則ってこれを調整する義務を負うことを強調した。また、この他、沿岸国によって特定の海域を設定することが可能であるが未だ設定がされていない「潜在的な」海域や、同一海域において大陸棚とその上部水域である排他的経済水域 (EEZ) がそれぞれ異なる沿岸国に帰属する等のいわゆる「グレイ・エリア」、境界未画定海域など、特殊な状況にある海域における沿岸国の権利の射程を概観し、それぞれ分析した。そして、UNCLOS が規定する静態的な各海域の制度に対して、国家間にもこのように動態的に問題が発現する状況においては、前述の相当注意原則と信義誠実の原則が問題解決の手がかりとなるとした。

### ■「歴史的な水域及び権利の再検討：国連海洋法条約との適合性」

坂元 茂樹 同志社大学法学部教授

坂元教授は、まず、いわゆる「歴史的な水域」に関する議論を、学説及び国際判例を参照しつつ検討した。その上で、国家による歴史的な水域の主張の一例として、南シナ海における中国のいわゆる「九段線」に関する主張を取り上げ、その法的意味を分析した。坂元教授は、中国が南シナ海の約七割に及ぶ海域及びその地下に対する「主権」又は「主権的権利」を主張しているとされるいわゆる「九段線」は、国際法に照らした性質及び意味が非常に曖昧であり、中国国内でも4つの異なる法解釈が提示されている一方、中国政府自身は、今日までこれを明確に説明したことがないと指摘した。その上で、中国が「九段線」が「歴史的な水域」であると主張する場合、かかる主張は国際法的に照らして妥当か否かを検討した。そして、UNCLOS には「歴史的な水域」に関する規定がないが故に「九段線」の問題は UNCLOS によっては解決できないとする主張に対しては、UNCLOS が規定しない事項は一般国際法の規則及び原則によって規律され、一般国際法には「歴史的な水域」等についてのルールがあるとした。そして、「九段線」が UNCLOS 以前に成立しているため、UNCLOS を遡及的に適用できないとする主張に対しては、かかる主張が認められれば、行動規範としての UNCLOS が無意味となると指摘した。

### ■「400 海里未満の海域における延長大陸棚の主張から生じる問題」

西本 健太郎 東北大学大学院法学研究科准教授

西本准教授は、2012年に、中国及び韓国が、日本との相対する海岸の間の距離が400海里未満である東シナ海において、自らの大陸棚を沖縄トラフまで延長することを主張する延長申請を大陸棚限界委員会 (CLCS) に対して相次いで行ったことで顕在化した問題を取り上げた。UNCLOS 第76条によって、沿岸国は基線から200海里までの大陸棚については距離基準に基づき自動的に権原を持つが、同条では、加えて200海里以遠については科学的な概念で範囲が定義されるいわゆる「延長大陸棚」の制度が導入された。その「最終的かつ拘束力を有する」外縁を設定するためには、CLCS による勧告を得ることが手続的な要件とされている。西本准教授は、本件の状況において延長申請を検討することが CLCS の任務に含まれるか

という点について、大陸棚制度における CLCS の役割は、「人類の共通の財産」である深海底がみだりに浸食されるのを防ぐことであると指摘した上で、このような沿岸国の大陸棚と深海底の間の線引きは、第 76 条の規定上も実行上も、国家間の大陸棚の境界画定とは明確に区別され、大陸棚の間の境界画定の問題しか生じない本件の状況では、CLCS には果たすべき役割がないと主張した。加えて、西本准教授は、国際判例や国家実行において、大陸棚の境界画定には等距離基準が適用され、大陸棚の「自然延長論」は後退していることを示して、本件の状況において CLCS が沿岸国の大陸棚延長申請を検討しても、実際的な意味がないとした。



## ■質疑応答

トレヴェス教授の報告に対し、相当注意原則及び信義誠実の原則が海洋法の「変化 (transformation)」に果たし得る役割、EEZ における軍事活動の位置付け等に関し様々な質問がされた。中でも、海洋境界画定における自然延長論の役割について問われ、トレヴェス教授は、現在の UNCLOS 第 76 条の規定及び国際判例（ベンガル湾海洋境界画定事件（バングラデシュ対ミャンマー）等）の発展に照らし、大陸棚につき同条の規定から切り離して「自然延長」概念が果たし得る役割はないと考えられる旨回答した。

西本准教授は、UNCLOS 附属書Ⅶの手續に係る境界画定紛争がある海域において大陸棚延長申請が行われた場合の CLCS の役割について問われ、国家間の境界画定と、国際公域である深海底と大陸棚の線引きは概念的に区別されるにもかかわらず、現在の CLCS 手續規則では、国家間に海洋境界画定をめぐる紛争がある場合には延長申請の審査を控えることと規定されているために、他方の当事国が申請手續を容易にブロックできることが問題となっていると指摘した。

坂元教授は、中国の「九段線」の主張と慣習法との関係について問われ、「九段線」は慣習法上の歴史的な水域として確立していないと考える、よって他国が「一貫した反対者」の法理を援用して慣習法の成立をブロックすることは可能であるとする旨回答した。

## 第二部 「境界未画定海域の法レジーム」(2月12日午後)

コーディネーター：坂元 茂樹 同志社大学法学部教授

### ■「境界未画定海域における自制と協力の義務」

奥脇 直也 明治大学法科大学院教授

奥脇教授は、UNCLOS 及び一般国際法上沿岸国に課されている、海洋境界未画定海域において合意への到達を阻害する活動を自制する義務及び関係国間で協力を促進する義務について取り上げた。UNCLOS 第 74 条 3 及び第 83 条 3 の規定並びに一般国際法上の同義務の具体的な射程について検討する中で、奥脇教授は、国際判例では、係争海域で海洋環境に「恒常的かつ物理的な変更」又は「物理的影響」を加えるおそれがある活動、他国の権利に恒常的に影響を与えるような一方的活動は許容されないとされていることを指摘した。その上で、奥脇教授は、一方的な資源開発のため海底を掘削することは禁止されており、特に、沿岸国の海岸の間の中間線の近傍における活動はより強く自制が求められるとした。また、低潮高地における構築物や施設の建設、人工島等建設のための埋立て、かかる人工島における人員の常駐なども自制されるべきとした。他方、漁業資源の開発等のためには、関係国間で暫定合意を締結することが有益であるとし、特に半閉鎖海においては、沿岸国に別途協力の義務がある (UNCLOS 第 123 条) ことが指摘された。

### ■「国連海洋法条約第 74 条 3 及び第 83 条 3 の下での自制義務及び協力義務の違反と、かかる違反への可能な対応 (紛争の裁判所への付託を含む。)」

ロバート・G・ヴォルテッラ ロンドン大学ユニバーシティカレッジ法学部客員教授  
ヴォルテッラ・フィエッタ弁護士事務所

ヴォルテッラ教授は、沿岸国による UNCLOS 第 74 条 3 及び第 83 条 3 に基づく境界未画定海域における自制義務及び協力義務の性質について概観した後、沿岸国がこれらの義務に違反した場合、他の沿岸国はどのように UNCLOS に基づく強制的紛争解決手続に訴えることができるかにつき、国際訟務分野における実務家の立場から議論を行った。ヴォルテッラ教授は、自制義務に関する規定が、境界画定に関する UNCLOS 第 74 条及び第 83 条の内に含まれることから、海洋境界画定等に関する紛争への強制的紛争解決手続の適用除外を選択的に宣言することを締約国に認めた UNCLOS 第 298 条 1(a) に基づく宣言が、一見したところ管轄権の障壁になり得ることを指摘しつつ、自制義務は、海洋境界画定とは区別される独立した義務であること等から、UNCLOS 第 298 条 1(a) に基づく宣言による適用除外が及ばないと説得力ある主張をすることが可能であると指摘した。また、自制義務や協力義務の違反を強制的紛争解決手続に訴える際には、管轄権につき要求される立証水準が低いこと、及び結果的に裁判所から得られる暫定措置の内容がまさに自制と協力を命じるものとなり得ることから、暫定措置申請が戦略的に有効な手段足り得ることを指摘した。加えて、信義誠実の原則及び権利の濫用について規定する UNCLOS 第 300 条を管轄権の根拠として提訴する可能性にも言及した。

## ■「最終的な海洋境界画定に達するまでの間の暫定取極：成功事例の検討」

グエン・ティー・ラン＝アイン ヴェトナム外交学院南シナ海研究所 副所長

グエン副所長は、境界未画定海域における暫定的な国家間の取極の3事例を紹介・分析した。まず、カンボジアとベトナムの間では、1982年の「歴史的水域に関する合意」によって、境界未画定海域に共同管理レジームを適用する「歴史的水域」が設定されたことが紹介された。しかし、近い将来の境界画定の見通しがなく、及び「歴史的水域」の法的根拠が不明であり、第三国に対する対抗力の問題があるとされた。また、中国と韓国の間では、境界未画定海域における伝統的漁業権を強調する中国と、EEZ制度の適用を強調する韓国との大きな主張の隔たりを、それぞれ異なる法レジームが適用される4つの共同漁業区域等を設ける柔軟な共同漁業協定を締結することで乗り越えた事例が紹介された。他方、同協定は、現場で衝突事案が発生するなど、実効性に問題がある点が指摘された。最後に、マレーシアとベトナムの間で、境界未画定海域においてマレーシアが外国企業との間で結んだ海底資源開発契約に、交渉の末ベトナムが当事者として参加することで共同開発が行われたことが紹介された。最後に、グエン副所長は、暫定取極の成功のためには、当事国相互の自制、主張の明確化、個別の事例の状況に適合する協力のあり方を柔軟に求めること、当事国全てに衡平な結果が与えられること、及び信義誠実に則った対応が必要であると述べた。



## ■質疑応答

奥脇教授は、技術の進歩に伴い、地震探査法等の手法による調査も境界未画定海域における自制義務の射程に入り得るのではないかと問われ、地震探査法は、海洋環境に恒常的な物理的変更を加えない場合には禁止される行為ではないものの、他国にとっては当該領域への実質的な損害の存否が不明であるため、挑発的行為とみなされて最終合意の到達を阻害するおそれがあると指摘した。また、自制義務及び協力義務が適用される海域について問われ、基本的には権原が重複する海域であろうが、「最終合意への到達を阻害する」という視点からは、沿岸国の関心や個別の状況に応じ変わるであろうと回答した。

ヴォルテッラ教授は、自制義務が及ぶ活動の種類について問われ、自らが参加した裁判事案（エリトリア・イエメン仲裁事件）における例を引きつつ、一般化は困難で事案に応じたものとなることを説明した。また、協力義務、例えばUNCLOS第123条に基づく閉鎖海又は半

閉鎖海における協力義務の違反のみで他国を提訴することは可能かと問われ、協力義務は一般に合意に達するべく誠実に努力する義務であり、提訴ができないとする理由はないと考える旨回答した。

グエン副所長は、境界未画定海域における暫定取極の成否の判断要素について問われ、暫定取極の評価のためには、オペレーショナルなレベルにおける実効性、安定性、当事国の満足等を勘案する必要があると回答した。また、暫定取極が国家間の境界画定につながった例を問われ、80年代に行われたアイスランドとノルウェー間の境界画定の例（ヤン・マイエン島近海）を挙げ、また、中国と韓国の間及び東ティモールと豪州の間で、暫定取極の後、最近境界画定交渉が開始されると報じられていることに言及した。

#### －レセプション（2月12日夕）－

2月12日夕には、三田共用会議所レセプションホールにおいて、本シンポジウム出席者を招き、城内実外務副大臣主催レセプションが行われた。同レセプションでは、多くの出席を得て、和やかな雰囲気の中意見交換が行われた。（城内実副大臣挨拶）



#### －パネルディスカッション（続き）－

### 第三部 国連海洋法条約と海洋紛争の平和的解決（2月13日午前）

コーディネーター： 奥脇 直也 明治大学法科大学院教授

#### ■「国連海洋法条約に基づく強制的紛争解決制度の意義と課題」

河野 真理子 早稲田大学法学学術院教授

河野教授は、まず、UNCLOSにおいて強化された国際裁判所の強制管轄権の意義と限界の考

察として、判例を示しつつ、UNCLOSの規定上、締約国は第XV部に基づく強制的紛争解決手続の適用を除外することが認められているものの、その自由度は国際司法裁判所（ICJ）における選択条項制度よりも制限的であること、また、適用除外が沿岸国によって宣言されている場合でも、第300条（信義誠実と権利の濫用）を管轄権の基礎とできる可能性があることを指摘した。次いで、裁判所の決定の意味ある履行の確保という観点からは、当事国の不出廷が問題となっているが、これは当事国にとっても有益ではないと指摘した。次いで、海洋紛争の特徴と裁判手続との関係につき検討し、第一に、海洋紛争の主題はしばしば国内法や執行措置のUNCLOSとの整合性であり、これはUNCLOSの履行において国内法システムの重要性が増大していることを反映していると指摘した。第二に、海洋紛争はしばしば多数の国が関係し、本質的に二極的構造である裁判がいかに多極的な海洋紛争において役割を果たし得るか、検討が必要であるとした。最後に、国際的な裁判機関の増加が及ぼす影響について、判例を通じた海洋法ルールの明確化を促進し、また裁判所間の相互作用がこれに貢献していると述べる一方、フォーラム・ショッピングや管轄権の競合の問題があることを指摘した。

■「雌鷄，卵，ひよこ：混合紛争の管轄権に関するジレンマとフィリピン対中国仲裁事件」  
張 新軍 清華大学法学院准教授

張准教授は、フィリピンが中国との間の南シナ海における紛争をUNCLOS附属書VIIに基づく仲裁手続に付託した事案を念頭に、領土紛争、海洋境界画定とその他の法律紛争が関連する「混合紛争」に対するUNCLOSに基づく裁判機関の管轄権について検討した。フィリピンの請求は、UNCLOS第298条1(a)に基づき、海洋境界画定等に関する紛争への強制的紛争解決手続の適用を除外した中国の宣言を考慮して、領土紛争及び海洋境界画定紛争を請求の射程から回避するように構成したとされる。これに対し、張准教授は、雌鳥と卵、卵とひよこの隠喩を用いつつ、フィリピンの請求は領土紛争に関する事実認定に依存するのみならず、請求に対する判断が結果としてフィリピンと中国の間の海洋境界画定紛争についての判断と同意味となると主張し、よって、領土紛争及び海洋境界画定紛争についての当事国（中国）の合意を欠くことから、同請求には裁判所の管轄権が及ばないと主張した。張准教授は、請求主題に関連する紛争に当事国又は第三国の合意があるか否かが問題となった国際判例を挙げて、「混合紛争」は、一般的に、裁判管轄権に対する障壁となっていると主張した。そして、フィリピン対中国仲裁事件の仲裁裁判所の管轄権を肯定する立場からあり得る反論として、「真の紛争」の主張、実効性の原則、内在的権限論、第298条1の反対解釈を挙げ、それぞれに対する評価・反論を展開した。

■「仲裁手続への第三国参加：国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁の二極的性格と同条約の多極的性格の間のギャップを埋める可能な手段として」

マチアス・フォルトー パリ西大学教授（国際法）、国連国際法委員会委員

フォルトー教授は、UNCLOSに基づく仲裁については、実定法上、第三国参加手続についての規定がなく、また伝統的に第三国参加手続は当事者主義の仲裁手続とは相容れないと考えられてきたと述べつつ、にもかかわらず、UNCLOSに基づく仲裁において、第三国参加手続が

有用であり、かつ可能であると捉えられること、及びその理由について論じた。フォルトー教授は、まず、UNCLOSには各地域から多数の国々が加入しており、対世的な義務の規定を含む多数国間条約であること、「海の憲法」と呼ばれるように、解釈の統一性の維持が重要であること等を指摘し、かかる多数国間条約の場合、紛争解決手続への第三国参加が有益であるとした。そして、WTO アドホック仲裁裁判所の実行や、UNCLOSに基づく仲裁裁判所が手続決定権限を有していることに言及しつつ、UNCLOSに基づく仲裁に関し第三国参加手続が明文で規定されていないことは、仲裁裁判所が第三国参加を受け入れることを許可していると解することが可能であるとした。そして、手続参加国が当事国としての参加を要求する場合を除き、UNCLOSに基づく仲裁裁判所は、第三国参加のために当事国の同意を必要としないと考えると述べた。フォルトー教授は、現在までUNCLOSに基づく仲裁において第三国参加の前例がないことは、国際司法裁判所等において発展してきた従来の第三国参加手続が、有用性を欠き、かつ手続参加国にとっては負担が大ききことが原因であるとした。そして、UNCLOSに基づく仲裁においては、より柔軟性が高く簡便な、短い書面による陳述書の提出による「ソフトな」参加のモデルを採用することを提案した。



## ■質疑応答

河野教授は、多国間紛争において裁判手続が果たす役割について問われ、裁判の伝統的機能は二国間紛争の解決であるが、近年、国際裁判所の判決の積み重ねが事実上の判例法を構成し、国際法の発展に大いに貢献していること、及び今日の国際社会では、国際法の議論においてしばしば多数国間的な、又は対世的な考慮が不可欠となってきたことから、国際裁判所は、二国間における紛争の解決のみならず、国際法ルールの形成及び明確化という自らの役割を考慮すべきであると述べた、

張准教授は、裁判主題をなす紛争と領土紛争の関係を判断する基準について問われ、判断はケースバイケースで、裁判官の法的洞察が必要であり、本案に対し先決的に扱われる必要があると答えた。また、中国が仲裁手続に出廷しないことに関して、中国政府は、70年代及び80年代に見られた国際司法裁判所における不出廷の事例と同様に、仲裁裁判所が明白に管轄権を欠くということを理由として出廷しないのであるとし、また、国際司法裁判所におけるこれらの事例では、半分以上で不出廷国に有利な判断が出ていると述べた。

フォルトー教授は、自身が提案する「ソフトな」第三国参加の機能について問われ、多数国間条約の解釈に、又は紛争自体に何らかの利益を有する第三国が、裁判所に自らの立場を認識させる手段とすることが目的であり、勧告的意見手続における国家による陳述書の提出と対照することができるかと答えた。また、かかる第三国参加は、二国間における紛争解決という仲裁の性質自体を損なうのではないかととの質問に対しては、近年多くの、特に環境に関する多数国間条約において、紛争の仲裁手続への付託が想定されており、かつ仲裁裁判所の同意のみで紛争当事国の同意を要件としない第三国参加の制度があることを指摘しつつ、仲裁が当事者主義的で二国間的であるという理解は、このような現代的な文脈に置き直して再検討する必要があると述べた。

## －クロージング・セッション（2月13日正午）－

### ■参加者による総括

吉田朋之外務省国際法局参事官の司会のもと、パネリスト及び基調講演者から、一言ずつ本シンポジウムの総括が述べられた。

### ■閉会の辞：吉田朋之外務省国際法局参事官

吉田朋之外務省国際法局参事官から、基調講演者、パネリスト及びフロア参加者に対する謝辞が述べられ、本シンポジウムにおける議論には、今日アジアの海が直面する諸課題に、国際法的観点から解決を与える鍵となるものがあつたであろうとした。また、海洋法を国家間の共通言語、共通の航海図とすることの重要性、政府間に限られない多様なフォーラムでの議論の必要性を改めて想起し、本シンポジウムがまさにそのような場であつたと評価した。また、アジアにおいては、様々な法の支配に基づく紛争解決の試みも実を結びつつあることに言及し、日本政府として、かかる努力を更に促進していくことを述べた。



(了)